

令和3年度 第1回 人と動物との共生推進よこはま協議会

日時：令和3年6月10日（木）

午後3時から午後4時30分まで

会場：動物愛護センター

1 開会

2 委員紹介

3 議題

- (1) 第6期人と動物との共生推進よこはま協議会の会長、副会長の選任について (資料1)
- (2) 横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について (資料2)
- (3) 横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について (資料3)

4 事務局からの報告

- (1) 令和2年度横浜市動物愛護管理業務実施結果について (資料4)
- (2) 令和3年度横浜市動物愛護管理業務計画について (資料5)

5 その他

6 閉会

【 配付資料 】

- ・人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿 (資料1-1)
- ・人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿 (記入用) (資料1-2)
- ・人と動物との共生推進よこはま協議会について (資料1-3)
- ・人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱 (資料1-4)
- ・横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について (資料2-1)
- ・横浜市動物適正飼育推進員設置要綱 (資料2-2)
- ・横浜市動物適正飼育推進員令和元年度活動事例抜粋 (資料2-3)
- ・横浜市動物適正飼育推進員の研修計画について (資料3)
- ・令和2年度横浜市動物愛護管理業務実施結果 (資料4)
- ・令和3年度横浜市動物愛護管理業務計画 (資料5)

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿

(第6期 令和3年3月25日～令和5年3月24日)

項目	氏名	所属	役職等
獣医師団体代表	溝呂木 啓之	公益社団法人 横浜市獣医師会	次期会長 予定者
動物愛護等団体代表	伊東 綾子	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	会計
動物愛護等団体代表	佐藤 久美子	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表	大久保 芳樹	特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会	理事
動物愛護等団体代表	加藤 精二	公益財団法人 日本補助犬協会	補助犬認定免許 センター施設長
動物愛護等団体代表	山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長
動物取扱業関係団体代表	赤澤 暁昌	一般社団法人 全国ペット協会	理事・事務局長
学識経験者	植竹 勝治	麻布大学獣医学部動物応用科学科	教授
学識経験者	佐藤 雪太	日本大学生物資源科学部獣医学科	教授
公募市民	田代 さとみ		
公募市民	富高 恵子		

人と動物との共生推進よこはま協議会委員名簿（記入用）
 （第6期 令和3年3月25日～令和5年3月24日）
 会長:1名 副会長:1名

項目	第6期 役職	氏名	所属	役職等
獣医師団体代表		溝呂木 啓之	公益社団法人 横浜市獣医師会	次期会長 予定者
動物愛護等団体代表		伊東 綾子	公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部	会計
動物愛護等団体代表		佐藤 久美子	神奈川県愛玩動物協会	代表
動物愛護等団体代表		大久保 芳樹	特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会	理事
動物愛護等団体代表		加藤 精二	公益財団法人 日本補助犬協会	補助犬認定免許 センター 施設長
動物愛護等団体代表		山田 佐代子	公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	会長
動物取扱業関係団体代表		赤澤 暁昌	一般社団法人 全国ペット協会	理事・事務局長
学識経験者		植竹 勝治	麻布大学獣医学部動物応用科学科	教授
学識経験者		佐藤 雪太	日本大学生物資源科学部獣医学科	教授
公募市民		田代 さとみ		
公募市民		富高 恵子		

人と動物との共生推進よこはま協議会について

1 横浜市附属機関設置条例

(附属機関の設置及び担当事務)

第2条 横浜市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関としてそれぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

別表 (抜粋)

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	人と動物との共生推進よこはま協議会	横浜市の動物の愛護及び管理に係る施策に関し必要な事項についての審議に関する事務	20人以内

2 人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

(担当事務)

第2条 横浜市附属機関設置条例第2条第2項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

3 動物の愛護及び管理に関する法律

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

人と動物との共生推進よこはま協議会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日健動第 2078 号（局長決裁）

一部改正 平成 29 年 6 月 12 日健動第 421 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月 22 日横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、人と動物の共生推進よこはま協議会（以下「協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する協議会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 本市動物行政推進の基本的事項の検討に関すること。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る事業に関すること。
- (3) その他動物愛護の推進に関すること。

（委員）

第 3 条 委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体
- (2) 公益社団法人横浜市獣医師会
- (3) 動物取扱業関係団体
- (4) 学識経験者
- (5) 公募市民

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 第 1 項第 1 号から第 3 号の団体の委員が会長に選任された場合は、当該団体からさらに 1 名の委員を任命することができる。

（臨時委員）

第 4 条 協議会に、事案の審議内容により必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、次に掲げる団体等から市長が任命する。

- (1) 動物の愛護や適正飼養の推進を目的とした団体

- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理し、副会長はこれを補佐する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 本市動物行政の推進について調査審議するため、協議会に運営部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員若干人及び必要に応じて臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長1人を置き、部会の委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。
- 5 第6条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「部会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(会議の公開及び非公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、協議会の会議（部会の会議を含む）については、一般に公開するものとする。

- 2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議の一部又は全部の非

公開を決定することができる。

- 3 前項の場合において、会長又は部会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

(意見の聴取等)

- 第9条 会長又は部会長は、協議会又は部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

- 第10条 協議会の庶務は、健康福祉局健康安全部動物愛護センターにおいて処理する。

(委任)

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行後最初に第3条第1項の規定により任命する委員の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月24日までとする。
- 3 この要綱の施行後最初の協議会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年6月12日から施行する。

横浜市動物適正飼育推進員の任期満了に伴う選考について

現在委嘱している横浜市動物適正飼育推進員（以下、推進員という。）は令和3年11月13日で任期満了となります。（現推進員の委嘱状況については裏面参照）

つきましては、横浜市動物適正飼育推進員設置要綱第2条に基づき、推進員の次期委嘱を実施します。

1 推進員の選考方法（案）

(1) 人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体からの推薦

次の協議会構成団体に対し、現推進員及び新たな推薦者について推薦依頼を行います。

- ア 公益社団法人 日本動物福祉協会横浜支部
- イ 特定非営利活動法人 神奈川動物ボランティア連絡会
- ウ 神奈川県愛玩動物協会
- エ 公益財団法人 日本補助犬協会
- オ 公益財団法人 神奈川県動物愛護協会
- カ 公益社団法人 横浜市獣医師会
- キ 一般社団法人 全国ペット協会

(2) 現公募推進員について

現公募推進員に対し、次期委嘱の意向確認後、委嘱を決定します。

(3) 公募

横浜市動物適正飼育推進員公募選考要領に基づき若干名を選考します。

2 推進員について

(1) 横浜市動物適正飼育推進員設置要綱（要約）

第2条（委嘱）

市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満20歳以上の方のうち、次のいずれかの該当者

- (1) 地域の実情に精通、動物の適正な飼養に関する知識等を有し、市が行う事業等に協力できる方
- (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会の構成団体等からの推薦を受けた方

第4条（責務）

推進員は、市又は協議会が主催する講習会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努める。

第5条（任期）

推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(2) その他

平日の昼間に積極的に活動ができる方、研修等に参加できる方が望ましい。

3 委嘱までのスケジュール

令和3年6月下旬 現公募推進員に対し委嘱の意向確認
 協議会構成団体に対し推薦依頼
 公募の応募受付

8月 広報よこはま等により公募の周知

9～11月 次期委嘱者決定

11月14日 委嘱（予定）

11月中旬 委嘱式（予定）

【参考】

◎第8期推進員の委嘱状況（R3.4.31時点）

推進員区分分布（人）					
鶴見	3	保土ヶ谷	4	青葉	4
神奈川	5	旭	7	都筑	4
西	1	磯子	2	戸塚	2
中	5	金沢	3	栄	3
南	2	港北	8	泉	5
港南	4	緑	2	瀬谷	4

所属団体別推進員数（人）	
公益社団法人 日本動物福祉協会 横浜支部	14
NPO法人 神奈川動物ボランティア連絡会	8
神奈川県愛玩動物協会	7
公益財団法人 日本補助犬協会	10
公益財団法人 神奈川県動物愛護協会	3
公益社団法人 横浜市獣医師会	1
公募推進員	25
計	68

活動対象となる動物別	
犬	45
猫	50
その他の動物	5

横浜市動物適正飼育推進員設置要綱

制 定 平成 17 年 10 月 17 日 衛食品第 10164 号
最近改正 令和元年 5 月 1 日 健総第 75 号(局長決裁)

(設置)

第 1 条 動物の適正な飼養の推進を目的に、地域に密着した活動を行い、動物の所有者に対して必要な助言等を行うことにより、動物の飼育をめぐる問題の解決を図るため、横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第 2 1 条に基づき、横浜市動物適正飼育推進員（以下、推進員という。）を置く。

(委嘱)

第 2 条 市長は、市内に住所を有し、地域における犬、猫等の適正な飼養の推進に熱意と識見を有する満 20 歳以上の者のうち、次のいずれかに該当する者から推進員を委嘱する。

- (1) 地域の実情に精通し、動物の適正な飼養に関する知識等を有するとともに、市が行う事業等に協力できる者
- (2) 人と動物との共生推進よこはま協議会（以下、協議会という。）の構成団体等から推薦を受けた者

2 市長は、推進員を委嘱する者に対し「横浜市動物適正飼育推進員証」（第 1 号様式）を交付する。

(活動)

第 3 条 推進員は次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 動物の愛護及び管理に関する法律第 38 条第 2 項各号に定められた活動。
- (2) その他、動物の適正な飼養の推進に関し市長が必要と認めること。

2 推進員は、その活動にあたり、横浜市動物適正飼育推進員証を携行し、相手から求めがあった場合には提示すること。

3 推進員は、その年度の活動報告書（第 2 号様式）を、活動終了後、速やかに市長に提出しなければならない。

(責務)

第 4 条 推進員は、市又は協議会が主催する講習会を受講し、その活動に必要な知識、技術等の修得に努めなければならない。

2 推進員は、その活動を行うときは、常に市民への公平性、信頼性の確保に努めるとともに、行政職員と連絡を密にし、その指示に従わなければならない。

3 推進員は、その活動を遂行する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。なお、推進員としての任を解かれた後も同様とする。

(任期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第6条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は市長が必要と認めたときは、当該推進員の委嘱を解くことができる。

- (1) 第2条第1項の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 推進員としての信用を失墜させる行為があったとき。
- (3) 疾病等の特別な理由がなく推進員の活動を行わなかったとき。
- (4) その他推進員として必要な適格性を欠くとき。
- (5) 推進員本人から自らの解嘱について申し出があったとき。

2 推進員は、前項の規定により推進員を解嘱されたときは、速やかに「横浜市動物適正飼育推進員証」を市長に返納しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進員に関して必要な事項は別に定める。

附 則 (平成17年10月17日衛食品第10164号)

(施行期日)

この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

附 則 (平成19年12月13日健食品第2044号)

(施行期日)

この要綱は、平成19年12月13日から施行する。

附 則 (平成26年8月1日健動第871号)

(施行期日)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

令和元年度 横浜市動物適正飼育推進員活動事例

事業カテゴリー	内容	件数	関係した 推進員数
犬に関する啓発	推進員を講師とした災害時・散歩時のマナー教室の開催、チラシの配布による犬の適正飼育・マイクロチップ推進の啓発、区獣医師会と区役所の合同事業である高齢犬の表彰の管理運営など	26	23
猫に関する啓発	不妊去勢手術実施のための捕獲指導、猫の適正飼育啓発、屋内飼育や不妊去勢手術の推進、マイクロチップの推進、地域猫活動の推進や助言、同行避難のグッズの説明や啓発など	131	165
ペット全般に関する啓発	災害時ペット避難対策についての啓発展示、缶バッジの作成配布、猫の不妊去勢活動についての紹介、ペットの適正飼育啓発活動、高齢ペットに関するセミナー、犬のファッションショー、フォトスペース設置など	10	25
連絡会、研修会	猫ボランティア団体の主要メンバーとして、会の運営、募金活動等、会の中心的役割を担う、活動報告、動物愛護週展示間啓発アンケートの実施報告、ペット同行避難訓練実施報告をするなど	24	41
災害に関する啓発	災害時のペット対策について、チラシ・パネルを用いた啓発、現地で避難訓練に参加した飼い犬の受け入れ対応など	8	10
その他	犬猫譲渡活動(里親会)への参加など	13	47

令和3年度の推進員研修計画（案）について

(1) 第1回研修会

- ア 日時：令和3年8月頃
- イ 場所：動物愛護センター
- ウ 内容：地域防災拠点同行避難訓練について（災害シミュレーション訓練）
- エ 講師：本市職員 等

(2) 第2回研修会

- ア 日時：令和3年10月（予定）
- イ 場所：動物愛護センター
- ウ 内容：飼い主のいない猫について（推進員活動事例紹介他）
- エ 講師：未定

(3) 第3回研修会

- ア 日時：令和3年11月（予定）
- イ 場所：健康福祉総合センター（予定）
- ウ 内容：動物の愛護及び管理に関する法律改正について
個人情報保護についてなど
- エ 講師：本市職員

(4) 第4回研修会

- ア 日時：令和4年2月～3月頃（予定）
- イ 場所：未定
- ウ 内容：多頭飼育対策について（ガイドラインをふまえて）
- エ 講師：未定

令和2年度

横浜市動物愛護管理業務実施結果

- 1 災害時のペット対策
- 2 地域猫活動支援事業
- 3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業
- 4 猫の不妊去勢手術推進事業
- 5 マイクロチップ装着推進事業
- 6 犬、猫等の引取り・保護收容業務
- 7 收容動物の譲渡事業
- 8 狂犬病予防事業
- 9 動物取扱業の登録及び監視指導
- 10 特定動物の飼養保管許可
- 11 附属機関、他機関等との連携

1 災害時のペット対策



災害時のペット対策について市民の皆さまに広く知っていただくとともに、各地域防災拠点における災害時のペット対策の具体的な計画づくりやペットの同行避難実施のための支援を行いました。

(1) ペットの防災関連展示等実施状況

平成30年度：17区（鶴見、神奈川、西、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、金沢、港北、緑、青葉、都筑、戸塚、泉、栄、瀬谷）

令和元年度：18区（全区）

令和2年度：13区（鶴見、神奈川、中、南、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、港北、緑、青葉、都筑、栄）

(2) ペットの同行避難訓練実施状況

平成30年度：12区30拠点、延参加人数 7,876人、延参加動物数138頭

（鶴見、神奈川、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、港北、緑、青葉、都筑、瀬谷）

令和元年度：11区26拠点、延参加人数6,881人、延参加動物数70頭

（鶴見、神奈川、西、中、港南、保土ヶ谷、旭、磯子、港北、青葉、瀬谷）

令和2年度：2区2拠点、延参加人数8人、延参加動物数8頭

（神奈川、港北）

※令和2年度より集計方法を変更しています。

変更前：ペット同行避難訓練を実施した際の訓練全体の参加者数

変更後：実際にペットを連れて訓練に参加した人数

2 地域猫活動支援事業



「横浜市猫の適正飼育ガイドライン」（平成25年横浜市）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫に起因するトラブルを減らすとともに、飼い主のいない猫を減少させていくことを目的として、地域猫活動支援事業を平成30年4月より実施しました。

◎ 登録状況等（令和3年3月31日現在）

平成30年度：3区7地域（神奈川区、戸塚区、泉区）、手術実施頭数 32頭

令和元年度：6区12地域（神奈川区、南区、港南区、戸塚区、泉区、瀬谷区）、手術実施頭数 73頭

令和2年度：8区26地域（神奈川区、南区、港南区、港北区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）、手術実施数 106頭

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



例年、飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発を推進し、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センター及び各区で啓発事業を実施していましたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため多くの事業が中止となっています。

(1) ホームページ、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシを活用し、動物愛護に関する様々な情報提供を行いました。

(2) 動物愛護センターでの啓発事業

◎ 適正飼育啓発

・ 犬・猫セミナー 【開催なし】

飼い犬・猫のしつけやお手入れ、医療、地域猫等についての講習

・ 適正飼育啓発事業 【開催なし】

犬や猫の飼い主に対し、しつけや健康管理、高齢動物の介護など、適正飼育に関する啓発事業

◎ 愛護普及啓発

・ 動物愛護フェスタ 【開催なし】

動物愛護週間に合わせて行う動物愛護啓発イベント

・ こども向け啓発事業 【開催なし】

こどもアドベンチャー、夏休み自由研究

・ 動物愛護啓発事業 【3回 55人】

◎ その他

・ 防災関係普及啓発 【開催なし】

災害時のペット対策、同行避難等防災関連の普及啓発

(3) 各区での啓発事業

◎ 小中学校等学校での愛護普及啓発事業 【1回 110人】

◎ 飼い主への適正飼育普及啓発 【27回 476人】

愛犬マナー教室、猫の屋内飼育、犬猫の健康管理等

◎ 町内会、地域防災拠点への啓発 【101回 849人】

ペット防災啓発、飼い主のいない猫に関する説明会等

本市には、動物の飼育に関する様々な相談などが寄せられます。個々に対応するとともに、動物の適正飼育やマナー向上等を推進しました。

◎ 犬の苦情等件数の推移

		H30 年度	R 元年度	R2 年度
苦情等内容件数		2,110 件	1,975 件	2,285 件
内訳	野犬等保護	125 件	50 件	52 件
	放し飼い	108 件	70 件	86 件
	ふん尿	1,149 件	1,223 件	1,457 件
	鳴き声	216 件	173 件	235 件
	身体・器物の被害	111 件	112 件	118 件
	不適切な取扱い・虐待	82 件	87 件	117 件
	登録・注射に関すること	170 件	147 件	141 件
	その他	149 件	113 件	79 件

◎ 猫の苦情等件数の推移

		H30 年度	R 元年度	R2 年度
苦情等内容件数		2,306 件	1,956 件	1,742 件
内訳	ふん尿	767 件	601 件	720 件
	臭気・毛	84 件	57 件	41 件
	鳴き声	46 件	40 件	51 件
	身体・器物の被害	95 件	83 件	91 件
	不適切な取扱い・虐待	55 件	66 件	96 件
	収容に関する相談	672 件	507 件	401 件
	その他	587 件	602 件	342 件

4 猫の不妊去勢手術推進事業



飼い主のいない猫を減らすため、不妊去勢手術費用の一部補助を行いました。

令和2年度補助の内容

飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の補助：一頭につき 5,000 円

◎ 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実績頭数	3,922	3,884	4,075

※ 平成29年より補助の対象から飼い猫及び飼い猫にする猫を除外し、飼い主のいない猫のみとした。

5 マイクロチップ装着推進事業



迷子になったペットが飼い主の元にもどるために有効なマイクロチップ装着費用の一部を補助しました。

令和2年度補助の内容

マイクロチップ装着費用の補助：800頭を対象に一頭につき 1,500 円

◎ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
犬	144	140	159
猫	388	397	318
計	532	537	477

6 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◎ 犬の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
収容頭数	総数	271	294	231	150	169
	飼い主不明犬	223	182	167	94	107
	飼えなくなった犬	44	107	59	50	54
	傷病犬	4	5	5	6	8
返還数		165	138	110	72	87
譲渡数		76	101	88	54	80
致死処分数		36	29	30	28	10
自然死		0	4	2	4	6
死体搬入		3	0	0	0	0

◎ 猫の収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

* カッコ内は 91 日齢未満の幼猫の頭数 (内数)

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R 2 年度
収容頭数	総数	1,306 (937)	1,179 (772)	948 (640)	906 (552)	901 (541)
	飼い主不明猫	710	588	492 (462)	443 (427)	414 (397)
	飼えなくなった猫	96	185	105 (21)	138 (14)	181 (24)
	傷病猫	500	406	351 (157)	325 (111)	306 (120)
返還数		15 (3)	16 (4)	13 (2)	6 (0)	6 (0)
譲渡数		521 (308)	483 (386)	378 (251)	417 (244)	470 (282)
致死処分数		404 (266)	387 (247)	332 (215)	250 (139)	179 (90)
自然死		134 (90)	116 (84)	89 (54)	83 (49)	96 (67)
死体搬入		225 (82)	179 (67)	138 (53)	161 (45)	146 (49)

7 収容動物の譲渡事業



譲渡は、動物愛護センターから個人へ直接譲渡する個人譲渡のほか、動物愛護センターから譲渡を受けた団体が個人への譲渡を行う団体譲渡、公益社団法人横浜市獣医師会会員の動物病院を経由した譲渡など、様々な方法で譲渡を進めました。

(1) 平成30年度から令和2年度までの譲渡実績

	平成30年度				令和元年度				令和2年度			
	譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳			譲渡数	譲渡内訳		
		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会		個人	団体	獣医師会
犬	88	3	82	3	54	2	48	4	80	19	57	4
猫	378	42	148	188	417	76	183	158	470	71	196	203
その他	14	12	1	1	5	3	0	2	1	1	0	0

* 譲渡団体登録数 30団体 (令和3年3月31日現在)

(2) 譲渡前講習

譲渡を希望される個人の方に対し、正しい飼育方法や飼育に関する基本的なマナー、関係法令、動物由来感染症等に関する講習を実施しました。

犬	個別講習	21組	37人
猫	個別講習	78組	152人
その他	個別講習	1組	2人

8 狂犬病予防事業



狂犬病の発生やまん延を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射の必要性、飼い主の義務について広く市民にお知らせし、犬の登録と注射の実施の促進を図りました。

◎ 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
登録数	175,366	173,827	173,551
注射済票交付数	130,264	127,905	130,417
接種率	74.3%	73.6%	75.1%

9 動物取扱業の登録及び監視指導



動物愛護センター及び各区福祉保健センター生活衛生課が、登録業務や監視を行い、施設の状況、取扱う動物の管理の方法等を確認しました。

◎ 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録 施設数	業種別登録数						登録数計	施設 検査数	指導施設 検査数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受 飼養			
平成30年度	1,327	385	993	48	212	65	6	1,709	467	164
令和元年度	1,412	404	1,054	54	220	78	5	1,815	470	151
令和2年度	1,393	399	1,044	51	225	83	5	1,807	301	132

◎動物取扱責任者研修

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、研修開催を中止とし、資料送付により法改正等について周知を行いました。

10 特定動物の飼養保管許可



人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として定められている特定動物を市内で飼養するには市長の許可が必要です。令和2年度にはワニなど新たに46件の許可を行いました。

◎特定動物の飼養許可状況について（令和3年3月31日現在）

種類	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	8	104 (0) *	10	58 (8)	2	5 (0)	2	6 (0)	3	9 (0)	0	0 (0)
種類	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**		頭数	
施設数等	4	5 (1)	12	14 (8)	22	71 (35)	15	17 (9)	48		289 (61)	

* 頭数の（ ）は、愛がん目的の飼養頭数になります。その他の目的には、販売、展示、試験研究等があります。

**箇所の合計は、対象施設数です。

11 附属機関、他機関等との連携



◎人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の動物の愛護および管理に係る施策や横浜市動物愛護センター事業計画などに関して審議していただき、活動を支援していただいております。

【 会議の開催回数 1回 】

◎人と動物との共生推進よこはま協議会 動物愛護センターの施設活用検討部会

令和元年度から新たに部会を設置し、センターの施設活用についてのご意見をいただいております。

【 部会の開催回数 0回 】

◎横浜市動物適正飼育推進員

おもに犬・ねこ等の適正な飼い方を薦めることを目的とし、飼い主に対する飼い方のアドバイスなど、区役所と連携して地域に密着した活動を行っています。

【 横浜市動物適正飼育推進員 71人（令和3年3月31日現在） 】

◎市民ボランティアについて

現在、「人と動物との共生推進よこはま協議会」の推薦を受けた方や公募により登録をした方々に、譲渡対象の犬や猫の飼育管理のお手伝い等をしていただいております。

【 市民ボランティア登録数 53人（令和3年3月31日現在） 】

活動実績

哺育ボランティア： 29回 64頭

令和3年度 横浜市動物愛護管理業務計画





「令和3年度 横浜市動物愛護管理業務計画」は、横浜市が「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進するための取り組みをまとめたものです。

本市では、この計画に基づき、動物愛護センターと各区福祉保健センターが連携して市全体の施策や地域の実情に即した取り組みを展開していきます。

なお、令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を鑑み、感染拡大防止に努めながら、各種事業を進めてまいります。

目次

1	災害時のペット対策	1
2	狂犬病予防事業	3
3	動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業	4
4	地域猫活動支援事業	6
5	猫の不妊去勢手術推進事業	7
6	マイクロチップ装着推進事業	8
7	動物取扱業登録及び監視指導	9
8	特定動物飼養保管許可及び監視指導	10
9	犬、猫等の引取り・保護収容業務	11
10	収容動物の譲渡事業	12
11	附属機関・他機関等との連携	13

1 災害時のペット対策



◇ 目的

大規模災害発生時には、多くの被災者が地域防災拠点（以下「拠点」という。）にペットと同行避難することが予想されます。

震災発生時に混乱が生じないためには、各拠点でのペットの受入体制の整備や平時からの備えが重要となります。そのため、飼い主への普及啓発や、各拠点における受入準備や体制整備の支援を行います。

本市では、平成30年に改訂した「防災計画（震災対策編）」「地域防災拠点開設・運営マニュアル（資料編）」において、拠点では同行避難したペットの飼育管理を飼い主が行うことや、あらかじめ敷地内等にペット一時飼育場所を設定することなどを記載しています。

台風などの風水害は、事前に進路や規模が予測できることから、自身の状況に応じたマイ・タイムライン（避難行動計画）の検討や一時預かり場所の確保について飼い主へ周知啓発を行います。

また、動物愛護センターでは、横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、被災した動物の救援体制の整備に取り組みます。

◇ 実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 各拠点における「災害時のペット対策」に関連した防災訓練の実施支援【通年】
- 2 各拠点における災害時のペット対策策定への支援【通年】
- 3 横浜市災害時動物救援連絡会と連携し、平時及び発災時の取組等について検討、実施
- 4 動物救援センター※¹で使用する備蓄品（発電機、ランタンなど）配備
- 5 災害時ペット同行避難体験イベントの実施等を通じた飼い主への事前準備の啓発実施



<参考> ペットの同行避難訓練実施状況

	H29年度	H30年度	R元年度
実施区	13区	12区	11区
実施箇所	24か所	30か所	26か所

<参考> ペットの防災関連展示等実施状況

	H29年度	H30年度	R元年度
実施区	17区	17区	15区
実施回数	160回	212回	72回

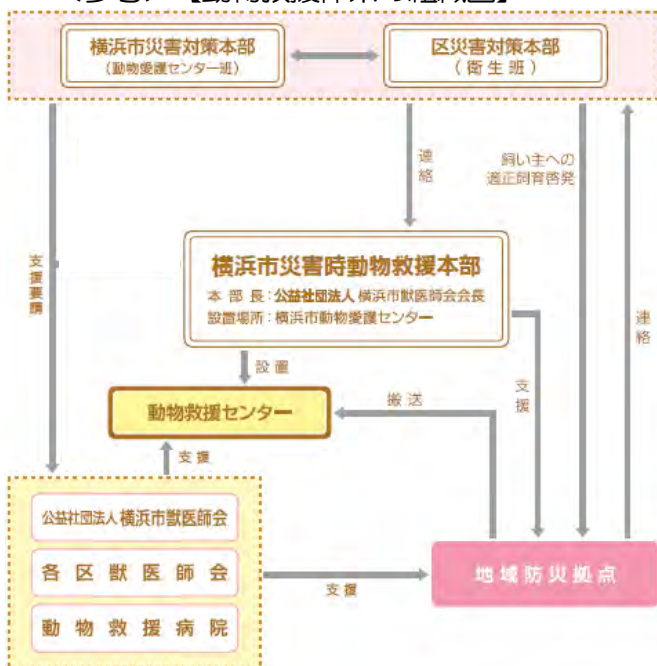
<参考> 【横浜市災害時動物救援連絡会】

平時において、あらかじめ災害時の動物救援活動について協議する組織です。

《構成団体等》

- 公益社団法人横浜市獣医師会
- 神奈川県愛玩動物協会
- 公益財団法人日本補助犬協会
- 一般社団法人全国ペット協会
- 公益社団法人日本動物福祉協会横浜支部
- 特定非営利活動法人神奈川動物ボランティア連絡会
- 公益財団法人神奈川県動物愛護協会
- その他連絡会の趣旨、目的に賛同する団体等

<参考> 【動物救援体系の組織図】



【横浜市災害時動物救援本部】

発災時には、「横浜市災害時動物救援連絡会」の協議により、横浜市災害時動物救援本部を設置し、被災動物やその飼養者への必要な救援・支援を行います。

(※1：動物救援センター)

災害時に飼い主とはぐれた動物の保護収容や負傷動物の応急処置、飼い主への返還、動物関係各種相談等を行う場所です。現在以下の5拠点と協定を結んでいます。

- 鶴見区スポーツ広場（大黒町）
- 公益財団法人日本盲導犬協会神奈川訓練センター（港北区）
- 公益財団法人日本補助犬協会（旭区）
- 平和会ペットメモリアルパーク（青葉区）
- 横浜市動物愛護センター（神奈川区）

【動物救援病院】

市内の動物病院が、負傷した飼い主不明のペットの一時保護と治療などの支援を行います。

<参考> 啓発リーフレット（動物愛護センター作成）



冊子「災害時のペット対策 ~ペットとの同行避難対応ガイドライン~」は本市動物愛護センターのホームページからダウンロードできます。

2 狂犬病予防事業



◇ 目的

狂犬病の発生及び拡大を予防するため、狂犬病予防法に基づく犬の登録・狂犬病予防注射（以下「登録等」という。）の必要性を広く市民に周知し、登録等を推進します。例年4月には、公益社団法人横浜市獣医師会と連携し、各区に出張会場を設け登録等を実施しています。

また、犬の鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付と手数料の収納を動物病院に委託し、その場で手続きができることで市民の利便性を高めるなど、未登録犬や未接種犬の解消にも努めていきます。

◇ 実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 狂犬病予防注射出張会場での登録等受付【4月（新型コロナウイルス感染症の影響で中止）】
- 2 犬の鑑札等交付及び手数料収納事務委託事業【通年】
- 3 未登録・未接種犬の啓発、指導【通年】
- 4 狂犬病予防注射接種勧奨、予防注射の案内の発送【10月、3月】



【鑑札】

<参考> 横浜市の登録犬の狂犬病予防注射接種率の推移

	H29年度	H30年度	R元年度
登録数	177,016	175,366	173,827
注射済票交付数	133,472	130,265	127,905
接種率	75.4%	74.3%	73.6%



【注射済票】

3 動物の愛護・適正飼育の普及啓発事業



◇ 目的

区福祉保健センターには、犬や猫に関する様々な相談や苦情が、依然として多く寄せられています。

また、全国的には愛護動物の虐待や遺棄等の問題が取り上げられています。

こうした状況を踏まえ、飼い主や市民等に動物の愛護や適正飼育等を普及啓発し、(公社)横浜市獣医師会や動物適正飼育推進員のご協力をいただきながら、マナーの向上や咬傷事故の防止等を推進します。

動物愛護センターでは、動物愛護の普及啓発拠点として多くの方に利用していただける施設になるよう努め、さらに各区と連携してイベントや講習会等の普及啓発事業を行うなど、様々な情報発信を行っていきます。



このプレートは区福祉保健センター窓口で配布しています。

◇ 実施期間

令和3年4月1日(木)～令和4年3月31日(木)

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

1 ホームページ、SNS、チラシ等による市民への情報提供

ホームページや SNS での情報提供、「広報よこはま」への掲載及び各種普及啓発チラシの活用により、様々な啓発や情報提供を行います。

2 動物愛護センターでの啓発事業

飼い主のマナー向上や、終生飼育の普及啓発の推進、動物の愛護と適正な飼育についての関心と理解を深めるため、動物愛護センターで市民向け講座やイベントを実施します。

(1) 市民向けセミナー

飼い犬、飼い猫のしつけや暮らし方、お手入れ、健康管理等、飼い主に対するセミナーや、地域猫等についての講習を実施します。



(2) 動物愛護フェスタよこはま

動物愛護フェスタよこはま実行委員会と横浜市が主催する動物愛護啓発イベント

(3) 小中学生等を対象としたイベント

- ・子どもアドベンチャー【8月】
- ・夏休み！自由研究【8月】
- ・その他小学生等を対象とした教室【通年】



【動物愛護フェスタよこはま】



【区福祉保健センターによる適正飼育啓発事業】

3 区福祉保健センターでの啓発事業

各区福祉保健センターでは、猫の屋内飼育や犬猫の健康管理等のセミナー、犬の散歩マナー啓発キャンペーンなどの取組みを行い、適正飼育の重要性について周知・啓発を行います。

また、小中学校での講義等、動物愛護の啓発事業を実施します。

4 飼い主への適正飼育指導啓発

市民からの届出や相談対応などの機会を捉え、飼い主への指導啓発を行います。

また、適正な管理ができない頭数の犬または猫を飼育している飼い主に対し、指導や助言等の支援を行います。

<参考> 苦情・相談状況

【犬】		H29年度	H30年度	R元年度
苦情・相談件数（計）		2,005	2,110	1,975
内訳	収容に関する相談	120	125	50
	放し飼い	101	108	70
	いん尿	1,202	1,149	1,223
	鳴き声	232	216	173
	身体・器物の被害	110	111	112
	不適切な取扱い・虐待	67	82	87
	登録・注射に関すること	78	170	147
	その他	95	149	113

【猫】		H29年度	H30年度	R元年度
苦情・相談件数（計）		2,260	2,306	1,956
内訳	いん尿	733	767	601
	臭気・毛	56	84	57
	鳴き声	37	46	40
	身体・器物の被害	85	95	83
	不適切な取扱い・虐待	65	55	66
	収容に関する相談	721	672	507
	その他	563	587	602

4 地域猫活動支援事業



◇ 目的

飼い主のいない猫に関わる地域トラブルの減少を目的として、不妊去勢手術の実施、時間や場所を決めた給餌、トイレの管理などの啓発や助言を行います。

また、飼い主のいない猫を地域住民が地域猫として適正に管理する活動を支援することを目的に、平成30年度から「地域猫活動支援事業」を実施しています。

◇ 実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

「地域猫活動」に取り組む地域の活動者や活動組織などに対して様々な支援を続け、地域住民の方々の理解を推進するために、以下の取組を進めていきます。【通年】

- 1 市民向けセミナー、地域住民向け勉強会の開催、相談受付
- 2 活動地域での合意形成及び地域特性を考慮したルール構築の支援
- 3 動物適正飼育推進員及び市民ボランティアの協力による捕獲支援
- 4 手術対象猫の運搬支援（区福祉保健センター～動物愛護センター）
- 5 不妊去勢手術の実施（動物愛護センター）

※手術対象：動物愛護センターの登録を受けた手術等支援対象活動組織の猫



<参考> 令和元年度横浜市地域猫活動支援事業の実施結果

	神奈川区	南区	港南区	戸塚区	泉区	瀬谷区	合計
登録地域数	1	1	1	2	4	3	12
活動対象猫数	23	19	15	102	103	145	407
動物愛護センターでの手術実施頭数	0	6	7	8	37	15	73

5 猫の不妊去勢手術推進事業



◇ 目的

市内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持することを目的としています。

令和元年度から、前年度の3月を補助の対象手術期間に含め、年間を通じて切れ目なく補助が行えるようになりました。

◇ 実施期間

1 対象手術実施期間

令和3年3月1日（月）～令和4年2月28日（月）

2 補助金申請受付期間

令和3年5月7日（金）～令和4年3月4日（金）

（※3月及び4月手術分は5月7日（金）から6月10日（木）まで申請受付）

※予定頭数に達し次第終了



◇ 申請場所

区福祉保健センター、動物愛護センター



◇ 事業内容

市民及び市内の自治会・町内会を対象に、飼い主のいない猫の、不妊去勢手術費用の一部【上限1頭5,000円】を補助します。（令和3年度補助対象頭数4,000頭）

また、市内及び本市に隣接する7自治体の登録動物病院で不妊去勢手術を実施した猫が対象になります。

<参考> 猫の不妊去勢手術推進事業の実績（頭数）

H29年度	H30年度	R元年度
4,098	3,922	3,884



6 マイクロチップ装着推進事業



◇ 目的

市民の飼育する犬及び猫にマイクロチップの装着を推進することにより、所有者明示の措置を講ずることに関する普及啓発を行います。

また、各区福祉保健センターなどの関係部署に、マイクロチップリーダーの設置を行い、収容動物の返還率の向上や災害発生時における放浪動物の早期返還にもつなげることを目的としています。

◇ 実施期間

1 対象装着施術実施期間

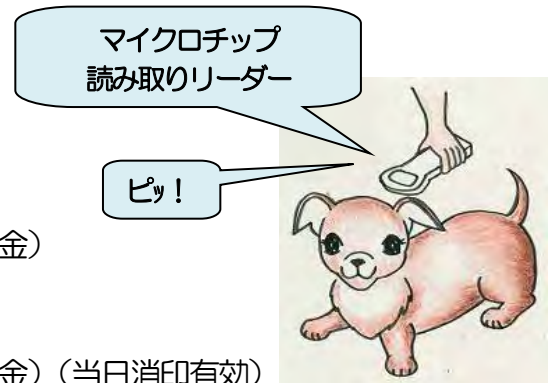
令和3年4月1日（木）～令和4年3月4日（金）

2 補助金申請受付期間

令和3年5月7日（金）～令和4年3月4日（金）（当日消印有効）

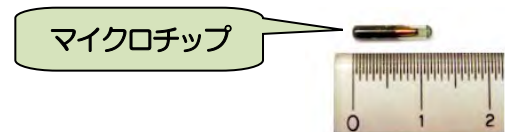
※予定頭数に達し次第終了

※本補助金申請には、AIPO（Animal ID Promotion Organization 動物ID普及推進会議）への登録完了が条件となります。また、犬の場合は、狂犬病予防法に基づく登録がされ、令和3年度の狂犬病予防注射済票が交付されていることも条件となります。



◇ 申請場所

動物愛護センター（窓口及び郵送）



◇ 事業内容

市民を対象に、飼い猫及び飼い犬のマイクロチップ装着費用の一部【上限1頭1,500円】を補助します。（令和3年度の補助対象頭数は650頭）

＜参考＞ マイクロチップ装着推進事業の実績（頭数）

	H29年度	H30年度	R元年度
犬	100	144	140
猫	301	388	397
計	401	532	537

7 動物取扱業登録及び監視指導



◇ 目的

動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）に定められた、動物の健康及び安全の保持、その他動物の適正な取り扱いを確保するため必要な環境省令で定める基準に適合している動物取扱業者について、登録の申請等の手続きを行います。また、登録を受けた業者について、飼養施設の状況や取り扱う動物の管理の方法、畜犬登録等を確認するため、定期監視を行います。令和3年6月1日より施行される犬猫の販売日齢制限や飼養管理基準（ケージの大きさや繁殖回数等）について、重点的に周知及び監視指導を行います。

また動物取扱責任者に対し、業務に必要な知識及び能力を修得するための研修を実施します。

◇ 実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 登録・更新・変更・廃業等手続き及び登録証の交付【通年】
- 2 動物取扱業者の定期監視
- 3 ホームページやチラシを用い、犬猫の飼養管理基準等についての周知
- 4 動物愛護管理法に基づく動物販売業者等定期報告届出書の受理
- 5 動物取扱責任者研修の実施

<参考> 第一種動物取扱業 登録数及び監視件数の推移

年度	登録施設数	業種別登録数						登録数計	施設検査数	指導施設数
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養			
H29年度	1,326	398	987	44	207	55	5	1,696	596	206
H30年度	1,327	385	993	48	212	65	6	1,709	467	164
R元年度	1,412	404	1054	54	220	78	5	1,815	470	151

<参考> 第二種動物取扱業 届出状況

年度	届出施設数	業種別届出数					届出数計
		譲渡	保管	貸出し	訓練	展示	
H29年度	23	17	7	3	2	4	33
H30年度	26	20	10	3	2	5	40
R元年度	25	20	9	2	2	3	36

8 特定動物飼養保管許可及び監視指導



◇ 目的

動物愛護管理法の改正に伴い、令和2年6月から動物園など特定の目的以外で、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める特定動物の飼養又は保管が禁止されました。また、特定動物の交雑種が新たに規制対象になりました。

環境省令で定める目的で、特定動物の飼養又は保管を行おうとする者に対しては、動物愛護管理法の改正内容について周知を行い、環境省令で定める基準に従い飼養又は保管の許可及び変更の許可を行います。また、飼養又は保管の状況について監視指導を実施します。

◇ 実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

◇ 実施事業所

動物愛護センター

◇ 事業内容

- 1 特定動物の飼養又は保管の許可・変更及び廃止申請の受理、許可等の手続き及び許可証の交付【通年】
- 2 災害時を見据えた逸走等防止のための飼養又は保管状況等の監視【随時】
- 3 特定動物が万一逸走した場合には、ただちに情報収集や状況確認などを行い、飼養者への指示や関係機関への連絡など必要な危害防止への対応を図ります。
- 4 ホームページやチラシを用いて、動物取扱業者や飼養者に対して、動物愛護管理法の改正点について周知します。

<参考> 特定動物の飼養許可状況について（令和3年2月末現在）

種類 区分	霊長目		食肉目		長鼻目		奇蹄目		偶蹄目		ダチョウ目	
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数
施設数等	7	103 (0)*	11	65 (8)	3	7 (0)	2	6 (0)	3	9 (0)	0	0 (0)
種類 区分	タカ目		カメ目		トカゲ目		ワニ目		合計			
	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所	頭数	箇所**	頭数	箇所	頭数
施設数等	4	5 (1)	11	14 (8)	21	80 (35)	13	17 (9)	45		306 (61)	

飼養目的には、販売、展示、愛がん等があります。

*頭数の（ ）は、内数で、愛がん目的の飼養頭数です。

**箇所の合計は、対象施設数です。

9 犬、猫等の引取り・保護収容業務



◇ 目的

法令に基づき、犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容を行います。

保護収容した犬・猫等が、一頭でも多く飼い主への返還や新しい飼い主へ譲渡されることを目的として事業に取り組みます。

◇ 実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

◇ 実施事業所

区福祉保健センター、動物愛護センター

◇ 事業内容

区福祉保健センターが窓口となり、飼い主や保護した方等からの犬・猫等の引取り、飼い主からはぐれた犬等の保護収容等を行います。

また、道路や公園等で疾病にかかり又は負傷した犬・猫等、自活できない猫等については、（公社）横浜市獣医師会に委託し、協力動物病院で保護や一時的な救急処置を行います。

なお、飼い主の判明しない動物を収容した場合は、返還を促進する目的で収容動物情報としてホームページに掲載します。

<参考> 収容頭数、返還数、譲渡数及び致死処分数等

【犬】	H29年度	H30年度	R元年度
収容頭数	294	231	150
返還数	138	110	72
譲渡数	101	88	54
安楽死処分数	29	30	28
自然死	4	2	4
死体搬入	0	0	0

【猫】	H29年度	H30年度	R元年度
収容頭数	1,179 (772)	948 (640)	906 (564)
返還数	16 (4)	13 (2)	6 (0)
譲渡数	483 (294)	378 (251)	417 (244)
安楽死処分数	387 (234)	332 (215)	250 (139)
自然死	116 (84)	89 (54)	83 (49)
死体搬入	179 (67)	138 (53)	161 (57)

* カッコ内は91日齢未満の幼猫の頭数（内数）

*返還及び譲渡を基本に進める中で、以下のような場合は致死処分を行う場合があります。

- 重度のケガや感染性の高い病気に罹っている場合
- 幼猫種動物の発育不全や衰弱の場合
- 突発的に咬み付いたり、激しい威嚇など攻撃的な行動があり人に馴れず、譲渡ができない場合 など

10 収容動物の譲渡事業



◇ 目的

動物愛護センターに保護収容した犬・猫等は、動物愛護管理法の趣旨に基づき、飼い主への返還や新たな飼い主への譲渡を推進します。

譲渡にあたっては、動物関係団体等とも協働しながら譲渡を進めます。

◇ 実施期間

令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）

◇ 実施事業所

動物愛護センター



◇ 事業内容

動物愛護センターから直接、飼育希望者に譲渡をするほか、譲渡登録団体（補助犬、災害救助犬等育成団体を含む）や（公社）横浜市獣医師会を通じて譲渡を進めていきます。

直接センターから譲渡する場合には、事前予約の上、個別に講習や面談を行い、動物とのお見合いを行います。講習ではペットを飼う覚悟と責任について説明します。面談では飼育環境やライフスタイル等を確認し、適正に終生飼育できるか判断します。お見合いでは動物の状態について職員が説明した上、実際に動物とふれあって、性格等を希望者に見ていただきます。

なお、譲渡対象の動物については、譲渡の機会を増やすため、譲渡動物情報をセンター内に掲出するほか、ホームページやSNSを活用して周知を行います。

<参考> 譲渡実績

動物	H29年度				H30年度				令和元年度			
	譲渡数	内訳			譲渡数	内訳			譲渡数	内訳		
		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会		個人	団体	(公社)横浜市 獣医師会
犬	101	6	92	3	88	3	82	3	54	2	48	4
猫	483	74	18 3	226	378	42	148	188	417	76	183	158
他小動物	2	1	0	1	14	12	1	1	5	3	0	2

* 譲渡登録団体数 31 団体（令和3年2月末現在）

11 附属機関・他機関等との連携



◇ 人と動物との共生推進よこはま協議会

横浜市の附属機関として、動物の愛護及び管理に係る施策等に関し、必要な事項について審議を行います。

- 1 委員構成：公募による市民、動物関係団体及び動物取扱業者の代表、学識者等 11 人の委員
- 2 開催：年3回予定

◇ 横浜市動物適正飼育推進員

動物愛護管理法第 38 条第 1 項の動物愛護推進員として、「横浜市動物適正飼育推進員」を委嘱し、動物愛護センターや各区が実施する動物愛護普及啓発事業への協力や、各種動物の飼い方等に関する相談対応など、地域に根ざした動物愛護の推進を図ります。

第8期横浜市動物適正飼育推進員 71 人（令和3年2月末現在）

◇ 横浜市動物由来感染症対策検討会

市内における動物由来感染症発生時や流行時に、適切かつ迅速に対応することを目的として、感染症対策を検討します。

委員構成：（公社）横浜市獣医師会、（一社）横浜市医師会、有識者及び横浜市保健所 等

◇ （公社）横浜市獣医師会、動物関係団体及び市民ボランティア等との協働体制

飼育環境の向上や譲渡事業の推進を図るために、各団体等との連携を密にし、効果的な各事業の実施や効率的なセンター運営を進めます。

動物虐待等について、警察や（公社）横浜市獣医師会等と連携体制を講じ、適切に対応します。

- 1 市民ボランティア登録数 45 人（令和3年2月末現在）
- 2 譲渡登録団体数 31 団体（令和3年2月末現在）
- 3 登録団体による犬猫の譲渡会の実施

◇ 国・他都市、その他関係機関との連携

- 1 動物の愛護等にかかる情報共有等を図るため、国・他都市等との会議に参加します。
- 2 本市福祉関係部署及び関連団体等との連携による飼い主への助言指導を行います。